

# 指令 投票日に関する件

新興階級の政治的進出を恐れた田中内閣は今回の総選挙 投票日を三月十日と決定した。文相は労働農産階級に対する意識的弾圧の態度があることは公言済みである。今や全民衆の叫びは拳で田中内閣に対する憎悪反抗運動となりつつある。然し資本階級はかかる反動弾圧に勇敢に反抗して、我々の尊厳を最も有意識的に行使すべく、同盟本部の指令に基づき「投票日公衆運動」を遂行することを決定した。細意は同盟本部より送る指令(参照)各支部は直ちに次の方法と条件を援けて当該資本家に交渉してその遂行を迫れ!!

遂行を起す場合に組合員に組合員のみを要求の如くせず、非組合員即ち全業員の要求たりしめること。従つて各職場を単位としてその職場から何名かの委員を選出せしめ、これを以て「投票日公衆運動委員会」を構成してその委員に依つて交渉すること。

## 条件

- (イ) 投票日(三十日)を公休日とせしめること
- (ロ) 前項(イ)の条件不可能の場合は投票日(三十日)の公用又は自由外出を許可せしめること
- (ハ) 前二項(イ)(ロ)の条件何れも不可能の場合は投票日(三十日)を十日の初三日曜と置き換へせしめること

## 注意

前三項の中何れかの条件を獲得したる場合亦は何れも不可能の場合と謂へ共直ちにその報告を本部に向つてせよ!!  
 怠つてはならぬ。

昭和三年一月二十九日

関東合同労働組合本部

